

事業計画の概要

特別管理産業廃棄物収集運搬業	
北海道	札幌市
<u>事業の全体計画</u> 排出事業者より指示された処理施設への運搬を行います。発生量の少ない廃棄物に対しては積替え保管施設を設置し、運搬効率の向上を図っています。廃水銀等の運搬については、弊社石狩支店に設置している廃蛍光管破碎施設に付帯するカートリッジ式の水銀フィルターを処理委託先まで自社運搬する計画です	<u>事業の全体計画</u> 排出事業者より指示された処理施設への運搬を行います。発生量の少ない廃棄物に対しては積替え保管施設を設置し、運搬効率の向上を図っています。
廃棄物の種類ごとの運搬量	
・廃油 ・ ・ ・ 0. 5 t／月 ・廃酸 ・ ・ ・ 0. 5 t／月 ・廃アルカリ ・ ・ ・ 0. 5 t／月 ・燃え殻 ・ ・ ・ 0. 1 t／月 ・ばいじん ・ ・ ・ 0. 1 t／月 ・感染性廃棄物 ・ ・ ・ 7 0 m ³ ／月 ・廃水銀等 ・ ・ ・ 0. 0 0 0 1 t／年	・廃油 ・ ・ ・ 0. 1 t／月 ・廃酸 ・ ・ ・ 0. 1 t／月 ・廃アルカリ ・ ・ ・ 0. 1 t／月 ・感染性廃棄物 ・ ・ ・ 1 0 m ³ ／月
収集運搬の具体的な計画	
・車両ごとの用途 バッテリー類はキャブオーバー、塵芥車、ダンプ、セミトレーラ、バン、冷凍冷蔵車で運搬を行います。 ・収集運搬業務を行う時間 8：00～17：00 ・休業日 土曜日、日曜祝日	
従業員の内訳（2024年4月1日現在）	
・申請者又は申請者の登記上の役員 ・ ・ ・ 1 0 人 ・令第6条の10に規定する使用人 ・ ・ ・ 6 人 ・事務員 ・ ・ ・ 1 1 3 人 ・運転手 ・ ・ ・ 6 9 人 ・作業員 ・ ・ ・ 3 4 8 人 合計 5 4 6 人	
環境保全上の概要	
・運搬に際し講ずる具体的措置 シート、ネット、ロープ等を用いて飛散を防止します。悪臭が発生する事態は極めて稀であるため、特段の措置は講じません。悪路または住宅地の走行に際しては、粉じん、騒音、振動の発生防止に努めます。感染性廃棄物については、保冷機能または冷凍冷蔵機能を有した車台で運搬を行います。廃水銀等は鋼製ドラム缶で密閉した状態で運搬を行います。 ・積み替え又は保管施設において講ずる措置 屋内での保管を行い、保管基準に従い保管をします。	